

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年2月14日(2022.2.14)

【公開番号】特開2020-124509(P2020-124509A)

【公開日】令和2年8月20日(2020.8.20)

【年通号数】公開・登録公報2020-033

【出願番号】特願2020-38028(P2020-38028)

【国際特許分類】

A 63 H 33/08 (2006.01)

10

A 63 H 18/02 (2006.01)

A 63 H 33/00 (2006.01)

【F I】

A 63 H 33/08 Z

A 63 H 18/02 A

A 63 H 33/00 A

【手続補正書】

【提出日】令和4年2月3日(2022.2.3)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1組立要素であって、

第1軌道部と、

第1の側に設けられた第1連結部と、

前記第1の側に相対する第2の側に設けられ、他の第1組み立て要素の第1連結部が着脱可能に連結する第1被連結部と、

を備え、

前記第1軌道部は、前記第1の側から前記第2の側に及ぶように設けられ、

前記第1組み立て要素と他の第1組み立て要素とを連結した状態において、当該第1組み立て要素の前記第1軌道部と当該他の第1組み立て要素の第1軌道部とで物品の移動が可能な移動経路部を構築可能に構成される、

第1組立要素。

【請求項2】

前記移動経路部は、前記第1組立要素の前記第1軌道部と前記他の第1組み立て要素の第1軌道部とによって形成される連続する軌道部である、

請求項1に記載の第1組立要素。

【請求項3】

前記第1軌道部は溝から成る、

請求項1または2に記載の第1組立要素。

【請求項4】

少なくとも2つの膨出部を有し、

前記第1組立要素の前記第1連結部および前記第1被連結部の一方は、その少なくとも一部が前記膨出部の少なくとも一部により形成され、

前記第1軌道部は、隣接する前記膨出部の間に位置し、

前記第1軌道部の少なくとも一部は、前記膨出部の少なくとも一部により形成される、

50

請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の第 1 組立要素。

【請求項 5】

6 面体状の外観を有し、

前記第 1 の側に設けられた前記第 1 連結部は 1 つの面に設けられ、前記第 2 の側に設けられた前記第 1 被連結部は前記第 1 連結部が設けられた面と相対する面に設けられ、前記第 1 軌道部は残りの 4 面のうちの少なくとも 1 つに設けられている。

請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の第 1 組立要素。

【請求項 6】

前記第 1 の側に設けられた前記第 1 連結部が設けられた面と前記第 2 の側に設けられた前記第 1 被連結部が設けられた面を除く 4 面が長方形状を成す 6 面体状となる外観を有し、

前記第 1 軌道部は前記 4 面それぞれに設けられている。

請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の第 1 組立要素。

【請求項 7】

前記第 1 の側に設けられた前記第 1 連結部が設けられた面と前記第 2 の側に設けられた前記第 1 被連結部が設けられた面を除く 4 面のうちの 2 つが直角台形状を成す 6 面体状となる外観を有し、

前記第 1 軌道部は、前記 4 面のうちの前記第 1 連結部が設けられた面から前記第 1 被連結部が設けられた面までの長さが最も長い面に少なくとも設けられている。

請求項 1 ~ 4 に記載の第 1 組立要素。

【請求項 8】

前記第 1 の側から前記第 2 の側までの長さよりも長い前記第 1 軌道部を有する、

請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の第 1 組立要素。

【請求項 9】

前記物品は、転動を可能とした球状物品である、

請求項 1 ~ 3 の何れか 1 項に記載の第 1 組立要素。

【請求項 10】

第 1 組立要素と第 2 組み立て要素とを含む組立玩具セットであって、

第 1 組立要素は、

第 1 の側に設けられた第 1 連結部と、

前記第 1 の側に相対する第 2 の側に設けられ、第 2 組み立て要素と着脱可能に連結する第 1 被連結部と、

前記第 1 の側から前記第 2 の側に及ぶように設けられた第 1 軌道部と、

を備え、

第 2 組立要素は、

第 3 の側に設けられ、前記第 1 組み立て要素の前記第 1 被連結部と略同じ大きさであって、当該第 1 被連結部と着脱可能に連結する第 2 連結部と、

前記第 3 の側に相対する第 4 の側に設けられ、前記第 1 連結部と他の第 2 組み立て要素の第 3 連結部とを同時に連結可能な大きさを有する第 2 被連結部と、

前記第 3 の側から前記第 4 の側に及ぶように設けられ、前記第 3 の側から前記第 4 の側までの長さよりも長い第 2 軌道部と、

を備え、

前記第 3 の側から前記第 4 の側までの長さは、前記第 1 の側から前記第 2 の側までの長さよりも長く、

前記第 1 組み立て要素の前記第 1 被連結部と前記第 2 組み立て要素の前記第 2 連結部とを連結した状態において、前記第 1 軌道部と第 2 軌道部とで物品の自重による移動が可能な移動経路部を構築可能に構成される、

組立玩具セット。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

10

20

30

40

50

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明に係る組立玩具セットは、第1軌道部を有する少なくとも1個の第1組立要素と、前記第1軌道部と態様が異なる第2軌道部を有し、前記第1組立要素とは形状が異なる少なくとも1個の第2組立要素とを含み、前記第1組立要素と前記第2組立要素とを併設した状態において前記第1軌道部と前記第2軌道部とによって物品を移動可能な移動経路部を構築できるように構成されている。また、本発明に係る組立玩具セット用の組立要素は、前掲の第1組立要素、または、前掲の第2組立要素である。また、本発明に係る組立玩具セットは、第1軌道部を有する少なくとも1個の第1組立要素と、前記第1軌道部とは態様が異なる第2軌道部を有し、前記第1組立要素とは形状が異なる少なくとも1個の第2組立要素とを含み、前記第1組立要素と前記第2組立要素とを併設した状態において前記第1軌道部と前記第2軌道部とによって物品を移動可能な移動経路部を構築できるように構成され、前記第1組立要素は、該組立要素の第一の側に設けられた連結部と、該第1の側に相対する第2の側に設けられ、前記連結部が着脱可能に連結する第1被連結部と、を有し、前記第1軌道部は、前記第1の側から前記第2の側に及ぶように設けられ、前記第2組立要素は、前記第2軌道部が設けられた側に相対する側に前記第1組立要素の前記連結部が着脱可能に連結する第2被連結部を有する。また、本発明に係る組立玩具セットは、第1軌道部を有する少なくとも1個の第1組立要素と、前記第1軌道部とは態様が異なる第2軌道部を有し、前記第1組立要素とは形状が異なる少なくとも1個の第2組立要素とを含み、前記第1組立要素と前記第2組立要素とを併設した状態において前記第1軌道部と前記第2軌道部とによって物品を移動可能な移動経路部を構築できるように構成され、前記第1組立要素は、該組立要素の第一の側に設けられ少なくとも1つの凸部から成る連結部と、該第1の側に相対する第2の側に設けられ、前記少なくとも1つの凸部が着脱可能に連結する凹部から成る第1被連結部と、を有し、前記第1軌道部は、前記第1の側から前記第2の側に及ぶように設けられ、前記第2組立要素は、前記第2軌道部が設けられた側に相対する側に前記第1組立要素の前記少なくとも1つの凸部が着脱可能に連結する凹部から成る第2被連結部を有する。また、本発明に係る第1組立要素は、第1軌道部と、第1の側に設けられた第1連結部と、前記第1の側に相対する第2の側に設けられ、他の第1組み立て要素の第1連結部が着脱可能に連結する第1被連結部と、を備え、前記第1軌道部は、前記第1の側から前記第2の側に及ぶように設けられ、前記第1組み立て要素と他の第1組み立て要素とを連結した状態において、当該第1組み立て要素の前記第1軌道部と当該他の第1組み立て要素の第1軌道部とで物品の移動が可能な移動経路部を構築可能に構成される。

10

20

30

40

50